

提出日 2019年9月13日

氏名:

所属: 先端科学技術研究センター

学年または身分: 博士3年

研鑽タイトル Research Title

バーチャル・リアリティーによる障害理解の理解—メタ理解—のために: 国連障害者権利条約の多面的検討を通じた研鑽

研修概要 Research outline

バーチャル・リアリティー技術を駆使することにより、精神疾患や発達障害等の見えにくい障害を再現し、その理解促進を推し進める試みがなされているところ、その狙いとは反対に、むしろ相手との社会的距離が増大してしまう場合がある—いわゆるスティグマの問題が生じ得る—ことが知られている。インクルーシブな共生社会—Society 5.0—の実現のためには、こうした技術的困難を克服し、法的・倫理的・社会的イシュー(ELSI)に対応した技術開発を行う必要がある。

今回は国連障害者権利条約の条約体である国連障害者権利委員会について、国際人権法の観点からはどのような障害理解が目指されているのかを明らかにすること、即ち障害理解の理解—メタ理解—を目的に調査研究を実施した。

研修先について About the laboratory visited

1. 国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)

1993年12月20日に第48回国連総会決議48/141により創設された人権高等弁務官付きの事務担当部局であり、国連事務局の人権担当部門として機能を担っている。いわゆるコア人権条約—国際人権規約及び子ども、女性、障害者等に関する権利条約等—を所掌しており、今回の調査対象とした国連障害者権利条約もこれに含まれている。

2. ジュネーブ国際問題・開発研究所(IHEID)

国際問題研究のパイオニアとして知られ、国際機関や各国の立法府及び行政府、大使や元首を含む多くの実務家を輩出している大学院大学。歴史的にも国際連盟や国際労働機関の創設時から大きな貢献をしてきた機関であり、筆者の研究分野である制度設計理論を開拓したレオニード・ハーヴィッツ—当時は難民であった—が第二次世界大戦中に滞在した縁のある機関でもある。

3. ジュネーブ国際人権・人道法アカデミー (ADH)

国際的状況に基づいて紛争の分析を行う研究機関であり、人権人道法領域を中心に、スイス政府における外交政策の支援機能も担っている。国際人権法に加えて国際人道法、難民法、国際犯罪法についても統合的なアプローチを採用しており、近年の人権・人道法の領域における国際的リーディング拠点である。

研修内容 What you learned

1. 国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)

コア人権条約においては、一般に条約批准国が条約を遵守しているか監視を実施する委員会、人権条約体が設置されている。今回は障害者権利条約において設置されている障害者権利委員会の本会議において調査を実施し、条約体における障害の考え方を彫琢することを目標とした。



Figure 1 OHCHR/国際連合欧州本部会議室にて、休憩時間中も熟議するギリシャ政府団

結果、特に交差性 (intersectionality) の概念は重要であり、女性の障害のある者、少数民族に属する障害のある者等は個別属性のみに基づく困難とはまた異なる困難に直面している可能性があることがわかった。障害者権利条約における障害がインペアメント(慈善/医学モデル)ではなくディスアビリティ(人権/社会モデル)に着目している以上、こうした複合的困難についても無視することはできない。こうした複合的属性は現在の VR 技術等においてはむろん勘案されておらず、VRによる体験はそれぞれの経験を所与とした上で解釈される。適切な理解の在り方に関する介入の方法として現在ワークショップのあり方等の検討を進めているところ、今回の調査の結果をフィードバックし、よりインクルーシブな理解に繋げるための方法を検討する必要があることがわかった。

また国連の競争試験であるヤング・プロフェッショナル・プログラム(YPP)を通過した若手のキャリア事務官と議論する機会も得ることができた。条約の在り方に関するサブ面、実際の運営に関するロジ面、更には国連でのキャリアの在り方等についてもざっくばらんに議論することができ、プロフェッショナルとしての中長期的なビジョン形成にも大変に役立てることができた。

2. ジュネーブ国際問題・開発高等研究所(IHEID)

マイクロソフト社のプレジデントであるブラッド・スミスによるデジタル・コーポレーションのセミナーに参加した。デジタル相互依存性に関する議論の内容のみならず、産学官連携の在り方を学ぶ上でも大変に有益な機会となった。



Figure 2 IHEID の看板

3. ジュネーブ国際人権・人道法アカデミー(ADH)

障害と紛争についてのエキシビションに参加。国際人権法に加えて国際人道法の観点からも障害理解についての検討を行った。権利条約は第 11 条において人道危機に関する条項はあるものの、ジュネーブ条約やハーグ条約等の人道法、更には紛争法の観点まで考慮に入れると、特に戦時においてどの程度履行可能性があるのかについては議論の余地がある。具体的には、特に人道法における比例評価 (proportionality assessment) や事前効果的警告 (advanced effective warning) は権利条約の求めるインクルーシブの観点との両立不可能性が生じる場合があり得ることが明らかなったため、今後こうした論点についても整理を進めたい。

また、今回の訪問の結果、2020年の2月にあるワークショップに御招待頂けることとなり、今後の連携に向けた布石を打つことができた。今回得られたきっかけをしっかりと今後に繋げ、国際的な研究展開と社会実装を図りたいと考えている。

研修先で特に印象に残ったこと The most impressive thing

国連障害者権利委員会においては、様々な障害種別の障害当事者を含む委員、各国政府の代表団、市民社会等、様々なステークホルダの間での対話が持たれているところ、障害のある方もない方も一同に集う場—例えば今回の会期において行われていたミャンマー国の審査においては、ハンセン病当事者の方を含む多様な障害当事者も参加していた—において、丁々発止でなされる審議を実際に体験することができたことは大きな経験となった。条約や国際規範も人の営みであることを改めて実感し、我々は多様な人々との間でどのように規範を作り上げていくべきか、改めて考える大変に得難い機会を得ることができた。

また筆者は歴史学者ではないが、そもそもなぜスイス国は人権法や人道法を重視してきたのか、その歴史的な背景についても多くを学ぶことができた。国連のジュネーブ・オフィスには戦間期の史料等も多く存在していることも知ることができ、今回取り組んだような現在まさに実務や学術に関わる人々とのディスカッションやヒアリングに加え、過去のひとびとの挑戦や試行錯誤についてはこれらの史料からも多くを学ぶことができることがわかった。これらの情報や機会は現地を訪れたからこそ得られたものであり、今回は極めて詰め込んだスケジュールであったため多くを読み込むことは叶わなかったものの、次の機会には専門家のアドバイスも得つつ、史料の収集等も試みたい。

生活面においても若干付記する。ジュネーブはラーメン一杯が約3,000円という超高物価であり（しかも500円以下の学食の方がおいしい）、特に経済面で社会的障壁に直面することとなった。非常に多くの学びを得た今回の研鑽・渡航もUTEKの支援なしには実現することができなかった。出資してくださったUTEK関係者の皆様、親身にご支援くださった先端研の関係者の皆様に深く感謝申し上げたい。今回得た糧をこれからの研究を通じて社会に還元し、報恩してまいりたい。